

福岡市公報

令和 6 年10月24日 第7093号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
一
示

ページ

○地縁による団体の代表者の変更 (第261号).....	1
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第262号)	2
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第263号)	2
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 (第264号)	3
○公文書に使用する電子印に関する告示の一部改正 (第265号).....	4
○福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する土地の区域の変更 (第266号).....	5
○分流通区域の指定 (第267号).....	6
公 告	
○一般競争入札の実施 (第298号).....	6
○開発行為に関する工事の完了 (第299号).....	7
○開発行為に関する工事の完了 (第300号).....	7
交 通 局	
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (公告第22号)	8
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (公告第23号)	9
教 育 委 員 会	
○福岡市文化財保護条例施行規則の一部改正 (規則第 9 号)	11

告

示

福岡市告示第261号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	拾六町宮の前自治会	福岡市西区拾六町四丁目48番 2 号 小出 英人
変更後 (平成30年 4 月15日付)		福岡市西区拾六町四丁目46番 1 号 安心院 眞由美
変更後 (令和 6 年 4 月14日付)		福岡市西区拾六町四丁目52番 2 号 石田 紀子

福岡市告示第262号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 6 年10月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区和白東一丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第263号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 6 年10月25日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区多々良一丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区松島六丁目16番 1 号
福岡市東部水処理センター

福岡市告示第264号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第 9 条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和 6 年10月25日
 - 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区今宿三丁目、今津及び太郎丸二丁目の各一部
 - 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
 - 4 排除方式
分流式
 - 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区学園通三丁目2149番地
福岡市新西部水処理センター
-

福岡市告示第265号

福岡市公印規則第 9 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公文書に使用する電子印に関する告示（平成 4 年福岡市告示第21号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第 1 項の表り災届出証明書の項の次に次のように加える。

ご使用水量等の お知らせ	市長印	2	正方形	10	下水道使用料及び再生水料金に係る使用水量等通知用
-----------------	-----	---	-----	----	--------------------------

第 1 項の表介護保険に関する証明書の項の次に次のように加える。

地域支援事業 サービス等利用 （決定）通知書	区長印	4	正方形	20	地域支援事業サービス等利用決定通知書用
地域支援事業 サービス等利用 （不承認）通知書	区長印	4	正方形	20	地域支援事業サービス等利用不承認通知書用
地域支援事業 サービス等利用 （変更）通知書	区長印	4	正方形	20	地域支援事業サービス等利用変更通知書用
地域支援事業 サービス等利用 （廃止）通知書	区長印	4	正方形	20	地域支援事業サービス等利用廃止通知書用
あんしんショートステイ利用登録証	区長印	4	正方形	20	あんしんショートステイ利用登録証明用
生活支援ショートステイ利用登録証	区長印	4	正方形	20	生活支援ショートステイ利用登録証明用
食の自立支援・ 配食サービス利用決定・却下・ 廃止通知書	区長印	4	正方形	20	食の自立支援・配食サービス利用決定・却下・廃止通知書用（利用者宛）

食の自立支援・配食サービス利用者利用・廃止決定通知書	区長印	4	正方形	20	食の自立支援・配食サービス利用者利用・廃止決定通知書用（事業者宛）
在宅福祉サービス利用（決定）通知書	福祉事務所長印	5	正方形	20	在宅福祉サービス利用決定通知書用
在宅福祉サービス利用（不承認）通知書	福祉事務所長印	5	正方形	20	在宅福祉サービス利用不承認通知書用
在宅福祉サービス利用（変更）通知書	福祉事務所長印	5	正方形	20	在宅福祉サービス利用変更通知書用
在宅福祉サービス利用（廃止）通知書	福祉事務所長印	5	正方形	20	在宅福祉サービス利用廃止通知書用

福岡市告示第266号

福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する土地の区域を変更したので、同条第 3 項において準用する同条例第 7 条第 4 項の規定により次のように告示する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更に係る指定する土地の区域

区 分	区 域
変更前	福岡市西区今宿上ノ原20番 2 ほか182筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更後	福岡市西区今宿上ノ原20番 2 ほか207筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更前	福岡市西区大字元岡893番 2 ほか717筆
変更後	福岡市西区大字元岡893番 2 ほか717筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更前	福岡市西区丸川一丁目1518番 1 ほか1, 149筆

変更後	福岡市西区丸川一丁目1518番 1 ほか1, 149筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更前	福岡市西区大字宮浦 1 番 1 ほか906筆
変更後	福岡市西区大字宮浦 1 番 1 ほか906筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）

2 変更年月日

令和 6 年10月24日

福岡市告示第267号

福岡市下水道条例第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第 2 項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日
令和 6 年10月25日
- 2 分流化区域の位置
福岡市博多区住吉五丁目の一部
福岡市中央区渡辺通四丁目、渡辺通五丁目及び今泉一丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。

公 告

福岡市公告第298号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
	今津特別支援学校校舎屋上防水改良工事その 2	

防水	南区役所本館屋上防水改良工事	
	雁の巣レクリエーションセンター球場スタンド防水更新工事	
	東平尾公園ベスト電器スタジアム屋根防水更新工事	
	令和 6 年度市営千代田住宅 1 棟屋上防水改修工事	
	旧産学官連携施設屋上防水改修工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年10月31日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後10時まで

福岡市公告第299号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市南区井尻二丁目121番 1、121番 5 及び121番 6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府都島区東野田町四丁目15番82号

西日本電信電話株式会社

東京都千代田区外神田四丁目14番 1 号

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

福岡市公告第300号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 6 年10月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市早良区四箇四丁目133番 1、133番 9 の一部及び134番 9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字山隈379番地 5 ユーミー菊池Ⅱ番館303
野村 武利
野村 亜希子

交 通 局

福岡市交通局公告第22号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第 5 条の規定により次のように公告する。

なお、この公告における調達は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合等との間の協定の適用を受けるものである。

令和 6 年10月24日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

- 1 電子入札に付する事項
福岡市地下鉄七隈線増備車両車体製造
- 2 入札書の提出期限
令和 6 年12月16日午後 5 時
- 3 落札者の決定方法
地方自治法施行令第167条の10第 1 項の規定により落札者を決定する。
- 4 詳細は、入札説明書による。
- 5 入札説明書を次のとおり配布する。
 - (1) 場所
 - ア インターネット
入札情報サービスシステム
URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html
 - イ 窓口
福岡市中央区大名二丁目 5 番31号
福岡市交通局総務部財務課
電話 092-732-4117

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年11月 5 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

ア インターネット

午前 6 時から午後10時まで

イ 窓口

午前10時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

1. Contract(s) up for electronic tender

Train body manufacturing for the additional 3000A series of train that operates on the Fukuoka City Subway Nanakuma Line

2. Deadline for submission of tender

5 p.m., December 16, 2024

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows

(1) Place

a. Online: The Electronic Procurement Systems of Fukuoka City

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

b. Office: Finance Section, General Affairs Department,

Transportation Bureau, Fukuoka City Government

2-5-31, Daimyo, Chuo-ku, Fukuoka City

Tel: (092) 732-4117

(2) Period

From the date of this notice to November 5, 2024, excluding weekend(s) and holiday(s)

(3) Time

a. Online: From 6 a.m. to 10 p.m.

b. Office: From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

福岡市交通局公告第23号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第

5 条の規定により次のように公告する。

令和 6 年10月24日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名

福岡市地下鉄七隈線増備車両用車内案内表示装置外 2 件

(2) 数量

ア 車内案内表示装置 4 組

イ 行先表示器 4 組

ウ 付属品 1 組

2 入札日時

令和 6 年12月 9 日午前11時（郵送による場合は、同月 6 日午後 5 時までに必着とする。）

3 落札者の決定方法

地方自治法第234条第 3 項本文の規定により落札者を決定する。

4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市交通局ホームページ

URL <https://subway.city.fukuoka.lg.jp/topics/>

イ 窓口

福岡市中央区大名二丁目 5 番31号

福岡市交通局総務部財務課

電話 092-732-4118

(2) 期間等

ア インターネット

この公告の日から令和 6 年11月 5 日午後 4 時まで

イ 窓口

(ア) 期間

この公告の日から令和 6 年11月 5 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(イ) 時間

午前10時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

【英文の要約】

S U M M A R Y

1. Item(s) up for tender

(1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured

Passenger information display system, and other two items for the additional 3000A series of train that operates on the Fukuoka City Subway Nanakuma Line

(2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required

- a. Passenger information display system: 4 sets
- b. Train destination indicators: 4 sets
- c. Accessories: 1 set

2. Date & Time of tender

11 a.m., December 9, 2024

(Tender by post to arrive by 5 p.m., December 6, 2024)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

- a. Online: Fukuoka City Transportation Bureau Website
<https://subway.city.fukuoka.lg.jp/topics/>
- b. Office: Finance Section, General Affairs Department,
Transportation Bureau, Fukuoka City Government
2-5-31, Daimyo, Chuo-ku, Fukuoka City
Tel: (092) 732-4118

(2) Period & Time

a. Online:

From the date of this notice to 4 p.m., November 5, 2024

b. Office:

(a) Period

From the date of this notice to November 5, 2024, excluding weekend(s) and holiday(s)

(b) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

教 育 委 員 会

福岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年10月24日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 9 号

福岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市文化財保護条例施行規則（昭和48年福岡市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の 2 項を加える。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。